

重点景観形成区域 (第1種特定区域) の色彩基準

重点景観形成区域のうち、第2種特定区域及び広域幹線沿道区域では、一般の景観計画区域と同じ色彩基準(P20)が適用されます。

計画地の用途地域等をふまえ、それぞれの地域の色彩基準に適合した色彩計画を行うようにして下さい。

6-1 重点景観形成区域(第1種特定区域)について

『奈良県景観計画』では、景観計画区域のうち、広域的・先導的な観点から特に重点的に景観形成に取り組むべき区域を「重点景観形成区域」に指定しています。

このうち、世界遺産など県を代表する歴史文化資産が集積する地域の沿道を「第1種特定区域」とし、一般の景観計画区域とは異なる色彩基準等を設けています。

「第1種特定区域」は、奈良県の景観において特に重要な資産である法隆寺地域や山の辺地域の幹線道路沿道を指定したもので、当地を訪れる大勢の人々に奈良県の歴史的、文化的風土を印象づける重要な役割を担う場所です。

『奈良県景観計画』では、「第1種特定区域」について、次の考え方により色彩基準を定め、景観資源の色彩が映える落ち着いたきと風格のある色彩景観の形成を誘導します。

(1)地域の景観資源である歴史や自然の尊重

重要な景観資源となっている歴史的建築物や文化財、田園や山並みなどの色彩が映える景観を形成するため、一般の建築物や工作物は、地域の民家などに見られるような落ち着いた色彩を誘導します。

(2)落ち着いたきと風格ある沿道景観の先導的な形成

落ち着いたきやゆとりを感じさせ、奈良の景観に対する期待感を高める沿道景観を形成し、重点景観形成区域として奈良県における景観形成を先導するため、アクセント色の制限など、効果が実感できる先導的な色彩基準を設定するとともに、屋外広告物や自動販売機など多様な景観要素の総合的な色彩調整を図ります。



01 法隆寺地域沿道区域から見る法隆寺周辺の景観
02 山の辺地域沿道区域周辺ののどかな田園景観



■ 図 法隆寺地域沿道区域



■ 図 山の辺地域沿道区域

6-2 第1種特定区域の色彩

(1) 色彩景観の現況

●法隆寺地域沿道区域の色彩景観

本区域は、法隆寺や法起寺へのアクセスとなる大和高田斑鳩線や国道25号、奈良大和郡山斑鳩線の沿線で、世界遺産とその周辺の街並みを目的に世界から奈良を訪れる観光客にとって、奈良の歴史的風土を印象づける重要な地域です。

大和高田斑鳩線や奈良大和郡山斑鳩線は、周囲に水田が広がる田園地域を縦貫する路線で、風情あるのどかな景観が基調となっていますが、法隆寺インターチェンジ付近には派手な色彩の建築物や屋外広告物が多く見られるほか、一部の区間には看板やのぼり旗などが乱立しています。また、国道25号沿道は、観光施設や飲食・物販店をはじめ多様な用途の建築物が立地しており、欧風の店舗やチェーン店の屋外広告物などがみられ、法隆寺の門前であることは感じられにくい面もあります。

●山の辺地域沿道区域の色彩景観

本区域は、山の辺の道に沿うように整備された県道天理環状線および国道169号の沿線で、石上神社を起点に数多くの古墳・天皇陵、社寺、環濠集落など、奈良の風土が育んだ歴史的景観資源を眺めながら箸墓古墳へと至る、日本のふるさととしての奈良らしさが凝縮された地域です。

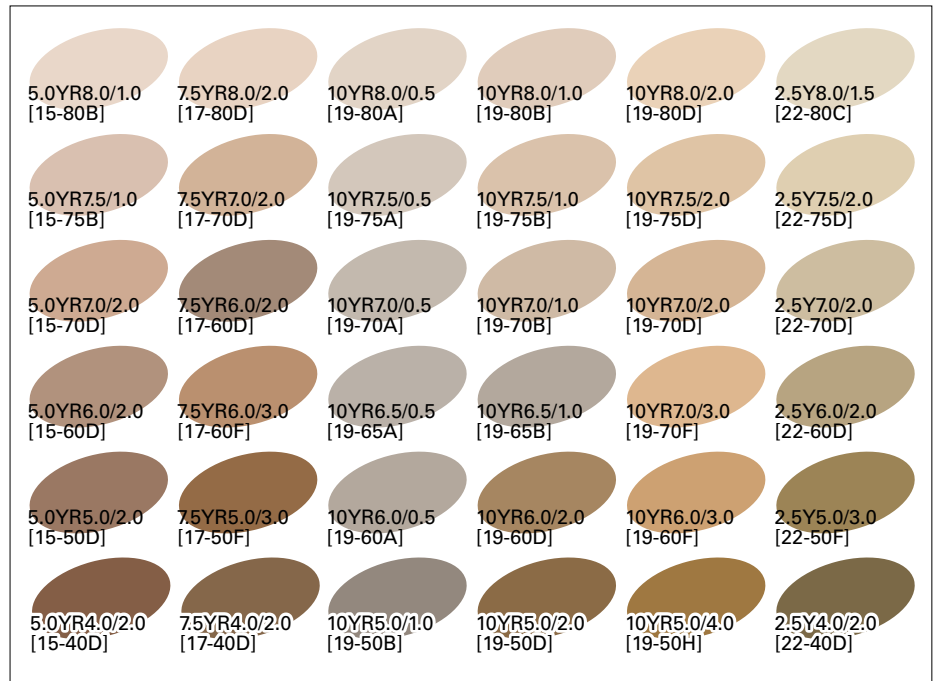
県道天理環状線は、両側を水田に囲まれ、いぶし瓦の家並みや青垣の山並みをのぞむ景観で、建築物等の立地はまばらです。また、国道169号は、山の辺の田園のなかに崇神・景行天皇陵や箸墓古墳などが点在する歴史的風土の色濃い区間ですが、沿道型の店舗なども立地しており、周辺の集落とはやや対照的な派手な色彩の広告物等も見られます。

- 01 区域の景観の核となる法隆寺一斑鳩町
- 02 奈良大和郡山斑鳩線沿道から見た法隆寺と周辺集落一斑鳩町
- 03 国道165号沿いに見られる山の辺の集落一桜井市
- 04 石上神社周辺の桜並木一天理市
- 05 法隆寺IC周辺に立地する派手な色彩の店舗等一河合町
- 05 国道25号沿道に掲出された簡易広告物一斑鳩町



(2) 基準に適合した外壁基調色の例

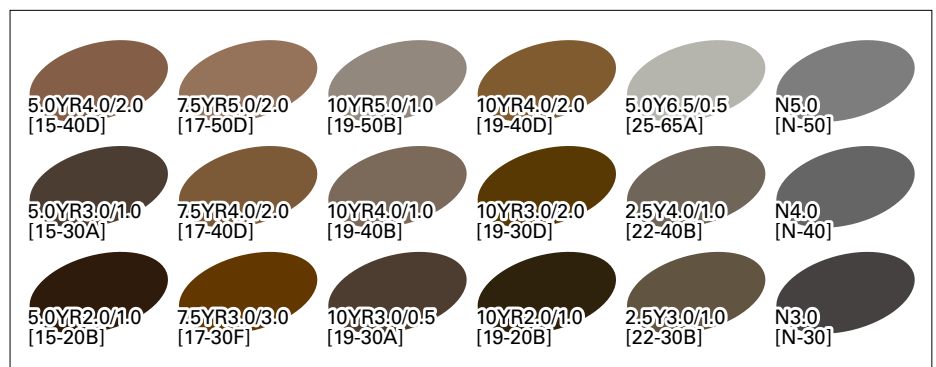
第1種特定区域において、建築物の外壁及び工作物の外観の基調色として用いることができる色彩の代表例です。



※記号の上段はマンセル値を表し、下段は日本塗料工業会塗料用標準色見本帳番号を表しています。

(3) 基準に適合した屋根基調色の例

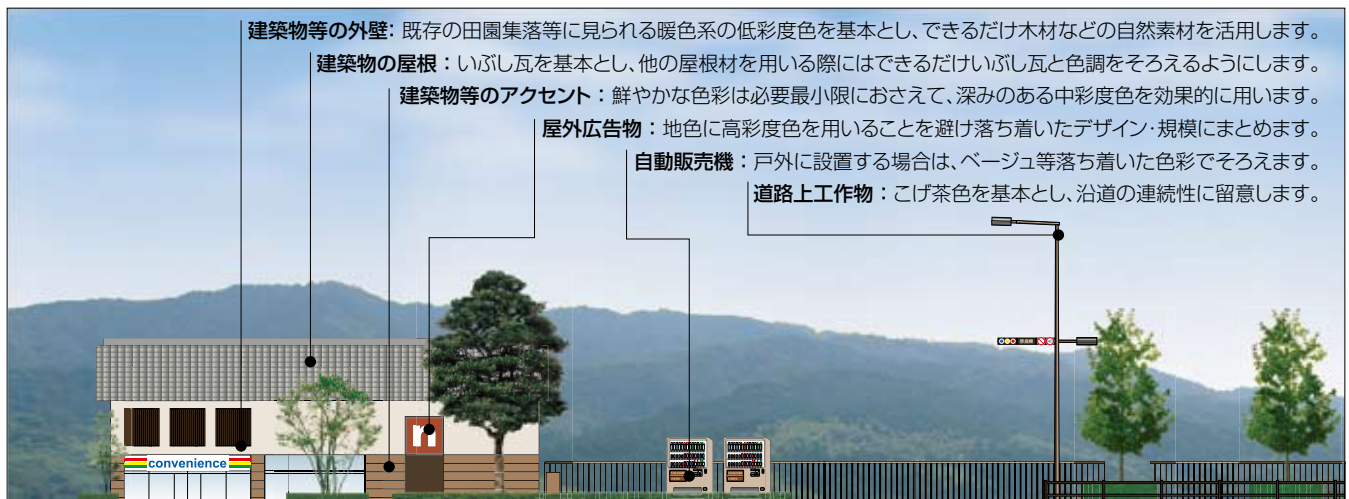
第1種特定区域において、建築物の屋根基調色として用いることができる色彩の代表例です。



※記号の上段はマンセル値を表し、下段は日本塗料工業会塗料用標準色見本帳番号を表しています。

(4) 色彩景観形成のイメージ

自然系地域における、色彩景観形成のイメージです。



(5) 外壁(外観)基調色の色彩基準

この色彩基準は、区域内あるいは区域に隣接する歴史文化遺産の存在を高めるとともに、のどかな田園を通る沿道の景観として街並みの連続性や周辺の既存集落との調和を保全・創出するために設定したものです。

建築物の外壁及び工作物の外観の基調となる色彩は、右の表の基準に適合することはもとより、周囲の田園に見られる民家の色彩と共通するような、自然で落ち着いた表情を形成するようにつとめて下さい。

		色相区分	明度区分	彩度の上限	備考
出現頻度が高い暖色系色相	R系	0.0R (10RP)～4.9R	8.0を超える	—	使用不可
			5.0以上8.0以下	1.0以下	
			5.0未満	2.0以下	
		5.0R～9.9R	8.0を超える	—	使用不可
			5.0以上8.0以下	2.0以下	
			5.0未満	3.0以下	
	YR系	0.0YR (10R)～4.9YR	8.0を超える	—	使用不可
			5.0以上8.0以下	2.0以下	
			5.0未満	4.0以下	
		5.0YR～9.9YR	8.0を超える	—	使用不可
			5.0以上8.0以下	3.0以下	
			5.0未満	4.0以下	
Y系	0.0Y (10YR)～5.0Y	8.0を超える	—	使用不可	
		5.0以上8.0以下	3.0以下		
		5.0未満	4.0以下		
	5.1Y～9.9Y	8.0を超える	—	使用不可	
		5.0以上8.0以下	2.0以下		
		5.0未満	4.0以下		
出現頻度が低いその他の色相			8.0を超える	—	使用不可
無彩色			5.0以上8.0以下	1.0以下	
			5.0未満	2.0以下	
			8.0を超える	—	使用不可
			5.0以上8.0以下	0	使用可
			5.0未満	0	使用可

(6) 強調色の色彩基準

本区域では、外観のアクセント等に派手な色彩を用いることで全体の穏やかさが減失し、周辺の景観から突出することを避けるため、外壁のアクセントとして用いる強調色についても、一定面積を超えて原色等の派手な色彩を用いることを制限しています。

●強調色1

色相区分		明度	彩度	備考
最高彩度値が高い暖色系色相	0.0R (10RP)～9.9Y	—	8.0以下	
最高彩度値が低いその他の色相	0.0GY (10Y)～9.9RP	—	6.0以下	
無彩色		—	0	使用可

●強調色2

色相区分		明度	彩度	備考
すべての色相	0.0R (10RP)～9.9RP	全明度使用可	全彩度使用可	
無彩色		—	0	使用可

※強調色1と強調色2を合算した面積は、各立面(外壁面)の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3,000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積を超えることはできません。

※強調色2の面積は、各立面(外壁面)の合計面積の1/80まで使用できます。ただし、各立面(外壁面)の面積の1/20を超えることはできません。

(7) 屋根基調色の色彩基準

この色彩基準は、周囲の田園に融和した屋根景観を保全・創出するために設定したものです。この地域では、できるだけいぶし瓦を用い、それが困難な場合でもいぶし瓦の色彩に近い無彩色や暖色系の低彩度・低明度色の中から屋根材を選定するようにして下さい。

		色相区分	明度	彩度	備考
出現頻度が高い暖色系色相	R系	0.0R (10RP)～4.9R	—	—	使用不可
		5.0R～9.9R	—	—	使用不可
	YR系	0.0YR (10R)～4.9YR	7.0以下	1.0以下	
		5.0YR～9.9YR	7.0以下	2.0以下	
	Y系	0.0Y (10YR)～5.0Y	7.0以下	2.0以下	
		5.1Y～9.9Y	7.0以下	1.0以下	
出現頻度が低いその他の色相			—	—	使用不可
無彩色			7.0以下	0	使用可

(8) そのほかの工作物等の色彩基準

この地域では、電柱や照明柱などをはじめとする鉄筋コンクリート造の柱等の外観や、自動販売機の外観についても右のような色彩基準が設定されています。


●鉄筋コンクリート造の柱等の外観

色相区分	明度	彩度	備考
5.0YR～5.0Y	3.0以下	2.0以下	
その他	—	—	使用不可
無彩色	—	—	使用不可

●自動販売機の外観

色相区分	明度	彩度	備考
5.0YR～5.0Y	8.0以下	2.0以下	
その他	—	—	使用不可
無彩色	8.0以下	0	使用可

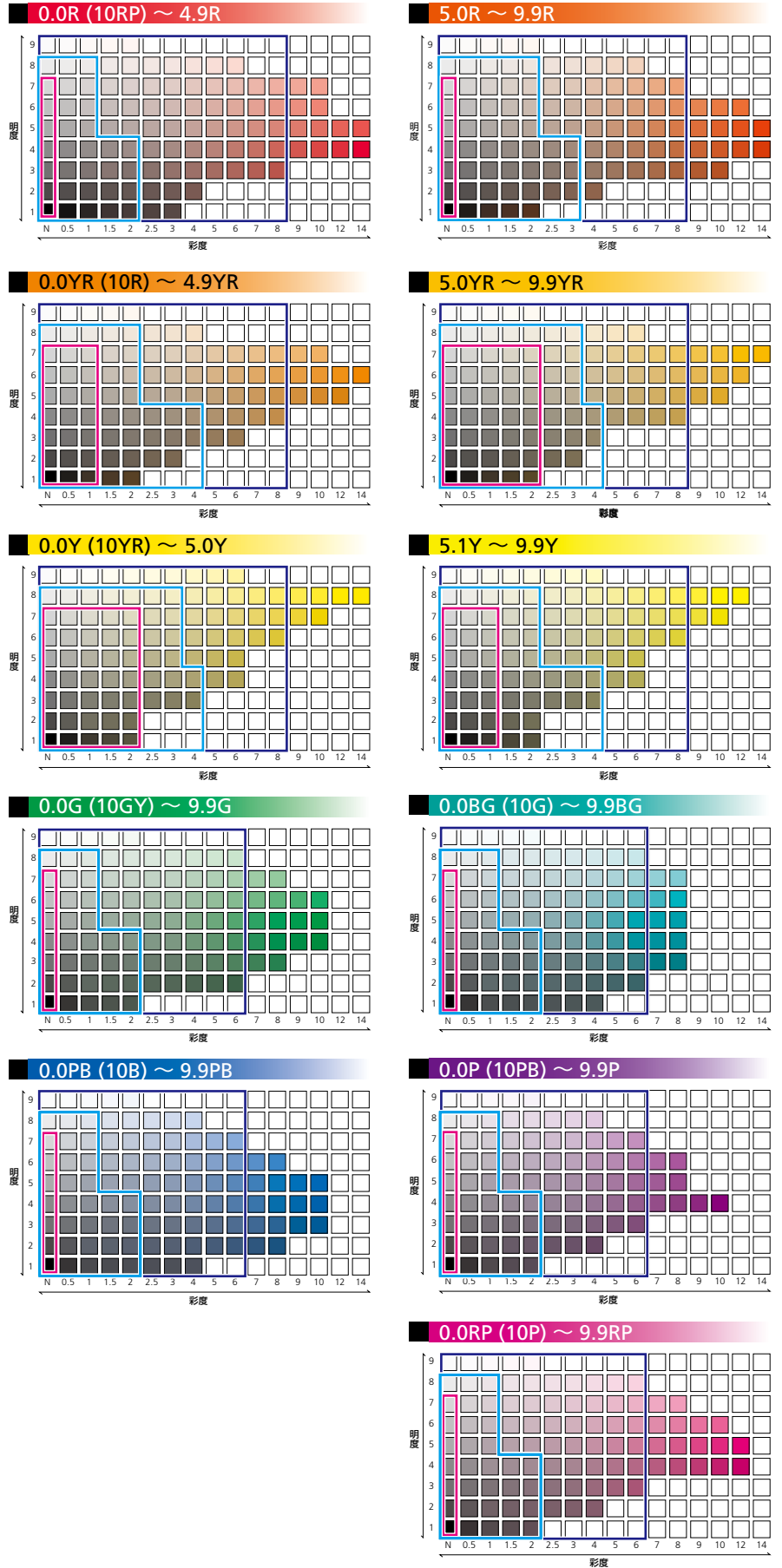
 推奨する色相

 特に推奨する色相

※建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層などの色彩を含みます。

※端数は、小数点第二位を四捨五入して算定します。

(9)色相別の色彩許容範囲のイメージ(重点景観形成区域(第1種特定区域)の色彩)



凡例

- 外壁基調色の許容範囲
- 外壁強調色1の許容範囲
- 屋根基調色の許容範囲

※各色の面積が小さいため、実際の記載よりも地味に見える場合があります。